

平成26年 第3回

教育委員会定例会会議録

平成26年3月31日

中央区教育委員会

平成26年第3回教育委員会定例会会議録

開会日時 平成26年3月31日(月) 午後3時00分

場 所 中央区役所6階会議室

出席委員 中央区教育委員会委員長 松川昭義
委 員 鈴木ゆか
委 員 竹田圭吾
委 員 窪木登志子
教育長 齊藤 進

説明のために出席した事務局職員

次 長 新治 満
庶務課長 有賀重光
副 参 事 斎藤公一
学務課長 林 秀哉
指導室長 増田好範
統括指導主事 宮崎宏明
統括指導主事 伊藤 聡
図書文化財課長 粕谷昌彦

書 記 中央区教育委員会事務局

庶務係長 藤掛和幸
庶務係員 一瀬知之

開 議 午後3時00分松川委員長開会宣言

会議規則第30条による署名委員

委員長 松川昭義
委 員 窪木登志子

日程第1 議案第10号

教育委員会事務局幹部職員の人事について

日程第2 議案第11号

中央区立幼稚園長・副園長の人事について

日程第3 議案第12号

中央区青少年委員の委嘱について

日程第4 議案第13号

中央区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規

- 則の制定について
- 日程第5 議案第14号
中央区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第6 議案第15号
中央区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第7 報告事項
各課事業報告について

委員長 皆さん、こんにちは。ただいまから平成26年第3回教育委員会定例会を開会いたします。

初めに、本日の会議録の署名委員を指名いたします。今日は、窪木委員にお願いいたします。

窪木委員 はい。

委員長 それでは、本日の日程に入ります。日程第1、議案第10号を議題といたします。議案第10号を、書記、朗読願います。

(書記朗読)

委員長 次長から、提案説明を願います。

次長 議案第10号「教育委員会事務局幹部職員の人事」について、提案説明。

委員長 ただいまの説明について、ご質問等ございましたらお伺いいたします。

(「なし」の声あり)

委員長 ご質問等ないので、本案を可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第2、議案第11号を議題といたします。議案第11号を、書記、朗読願います。

(書記朗読)

委員長 次長から、提案説明を願います。

次長 議案第11号「中央区立幼稚園長・副園長の人事」について、提案説明。

委員長 ただいまの説明について、ご質問等ございましたらお伺いいたします。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご質問等ないので、本案を可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 異議ないものと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第12号を議題といたします。議案第12号を、書記、朗読願います。

(書記朗読)

委員長 次長から、提案説明を願います。

次長 議案第12号「中央区青少年委員の委嘱」について、提案説明。

委員長 ただいまの説明について、ご質問等ございましたらお伺いいたします。

それでは、私から、1点確認させていただきます。

今回は9名の退任ということですが、退任の理由は年齢ですか。

次 長 今回、9名が退任されましたが、そのうち60歳未満の方はお二人だけで、7名は60歳を超えております。お二人のうちお一人の方は、5期10年を超えておりましたので、この方については10年満了ということでございます。もう一人の方につきましては、一身上のご都合ということで伺っているところでございます。

委 員 長 ほかにご質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

委 員 長 質問等ないので、本案を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委 員 長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第13号、日程第5、議案第14号につきましては、関連がありますので、一括して議題といたします。議案をそれぞれ、書記、朗読願います。

(書記朗読)

委 員 長 それでは、次長から、それぞれ提案の説明をお願いします。

次 長 議案第13号「中央区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定」について

議案第14号「中央区立幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則の制定」について、それぞれ提案説明。

委 員 長 ただいまのそれぞれの説明について、ご質問等ございましたらお伺いいたします。

(「なし」の声あり)

委 員 長 ご質問等ないので、順次お諮りをいたします。議案第13号を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委 員 長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

引き続き、議案第14号を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 異議ないものと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第15号を議題といたします。議案第15号を、書記、朗読願います。

(書記朗読)

委員長 次長、説明をお願いいたします。

次長 議案第15号「中央区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定」について、提案説明。

委員長 ただいまの説明について、ご質問等ございましたらお伺いいたします。

竹田委員 これは、具体的に何を指しているのですか。教育委員会が指定する学校というのは、どこの学校を指していて、教育委員会が選任する第三者評価委員というのは具体的に誰で、どのような組織を指しているのでしょうか。

指導室長 第三者評価委員による学校評価でございますけれども、指定する学校というのは4年に一度、それぞれ4分の1ずつ外部評価委員を入れて外部評価を進めてまいります。

選任する第三者評価委員につきましては、小・中学校の管理職経験があるが中央区立学校での経験がない者で、教育を専門的な見地から、そして外部から評価していただける方を選任しております。

竹田委員 全然わからなかったんですけれども、4年に一度というのはどういう意味ですか。教育委員会が指定する学校というのは、どこの学校なのですか。

指導室長 本年度は試行ということで、久松小学校・幼稚園、佃中学校で実施しております。来年度からは、行政順に小学校、中学校を4年に一度ということで、1回に6校・園程度で、毎年、進めてまいります。

竹田委員 学校経験のある第三者評価委員というのは、今回の試行では具体的にどのような方が、何名、久松小学校・幼稚園と佃中学校にそれぞれ当てられるのでしょうか。

指導室長 現在、試行として2名の方に第三者評価委員をお願いしております。1名は小学校関係で他区の小学校の校長経験があり、行政関係では指導室長の経験がある方をお願いしております。

もう1名の方は、中学校関係の方で中学校の校長を退職され、現在は早稲田大学で名誉教授としてご勤務されている方をお願いしています。

竹田委員 それを実施するための規則変更ということですか。

指導室長 これまでは、ガイドラインの中で第三者評価を規定しておりませんでしたので、改めて第三者評価ということを規定させていただき、進めさせていただくということでございます。

竹田委員 わかりました。

- 委員長 私からも1点確認をいたしますが、まちかど教育委員会を開催する際、その前に評価委員会を開催していると思いますが、それとの関係はどのようなのですか。
- 指導室長 それは学校関係者評価委員ということで、これまで地域の方や、一部には学校評議委員と重複している方もいらっしゃいますけれども、お願いしてまいりました。その学校関係者評価委員に第三者評価委員を加え、外部評価をやっっていこうというものでございます。
- 委員長 そうしますと、今の評価委員のほかに、教育委員会が選任するということですか。
- 指導室長 そのとおりで指定された学校につきましては、今までの学校関係者評価委員に、外部評価委員、第三者評価委員を2名入れて、評価をしていただくということになります。
- 委員長 教育委員会が選任するというのは、どういうことですか。今まで、意見が少ないなど、何らかの理由があって2名を選任するということになったのですか。
- 指導室長 これは、国が外部、第三者の方を取り入れた評価を実施していくようにという指標を示しておりますが、実際に進めてくる中で、第三者評価を入れるというのは全国的に難しい面があるということで、内容が緩和されてきておりますが、本区といたしましては、第三者評価を盛り込んでいくということは重要だと考えておりますので、今般、今までしている外部評価に加えて、そういう要素を加えていくということで進めてまいりたいと考えております。
- 窪木委員 この規則を読めばわかると思いますが、少々理解が足りないのですが、そもそも学校に評価委員会という制度があるのでしょうか。第27条の新しい条項で言われている、学校関係者評価委員や学校関係者、あるいは評価委員という定義があるのでしょうか。その選任権者はどなたでしょうか。
- 指導室長 従来は、学校関係者評価委員ということで進めさせていただいております。学校関係者評価委員につきましては、学校長の推薦に基づきまして教育長が任命をさせていただくという約束事になっております。今般の学校関係者評価委員につきましては、従前と同じように学校長からの推薦に基づき教育長が任命をいたしますが、第三者評価委員につきましては、第三者評価という立場を担保するために、私どものほうで適切な方を選任させていただき、それぞれの学校に派遣させていただいております。
- 竹田委員 要するに、七、八年ぐらい前だと思いますが、外部評価をしなければいけないということがまずあって、それで各学校に評価委員会というのができたと記憶しています。そこで、地域の人やPTAの関係者を評価委員に指定して、年に何回か各学校の中で評価委員会を実施してきた。私も評価委員を務

めてきましたが、それが内輪の評価になりがちなので、多分、第三者評価的な視点を入れなければいけないということになったと思います。

窪木委員 ありがとうございます。評価委員でいいところを学校関係者という言葉をつけている。旧条文に「学校関係者による評価」とあるからですかね。これからは、学校関係者評価委員という名前になるのでしょうか。

指導室長 全部の学校に既に第三者委員が入っている状態でありますと、その名前を変えることもできるかと思いますが、先ほどご説明申し上げましたように、第三者評価委員を入れるのは各学校4年に1回というサイクルになってまいりますので、現状の学校関係者評価というのはそのまま継続をしております。

竹田委員 いや、窪木委員の質問は、もともと学校評価委員会としては変わらない。何で旧条文で入っていないものが、新しく入るのかということです。

窪木委員 そうです。あるいは、全部入れて学校関係者であれば、今、室長がおっしゃったように「学校関係者評価会員」、あるいは「評価委員」のかわりに「または」「及び」みたいなことになるのでしょうか。議決をするので確認をさせていただきます。

教育長 確かに制度上の話として、外部評価そのものを単独委員会、あるいは6人制の委員で評価をするのかという議論も出ました。ただ、そこまでのボリュームは出てこないだろうということで、現行の学校関係者評価委員会の中に人材として人を送り込んで、一緒にやりながらプラスの部分として外部評価をその中でやってもらう。だから、報告書としては一体的に出てくるという理解での取り組みをしております。多少、中途半端でわかりにくいというところはあると思いますが、人材の確保が結構難しく、多くの人材を確保できないということや、予算的な面もありますので、一応、4年に1度、各校で実施していく。第三者制を取り入れることでどのような効果があるのか、厳しい評価をきちんとしていただくことによって、学校運営にどのように反映させていくのか。ちょっと線は細いのですが、制度的な取り組みとしていこうということです。

窪木委員 趣旨としては、異議はございません。条文文言の新旧対照によると、旧のほうは「学校関係者」だけのものが、それはそれでわかりやすかったのですが、新のほうは「学校関係者」に「評価委員」がつながっているので、今までの「学校関係者」が、実態的には同じだけれども、学校関係者評価委員と名前が変わったのかと思いました。

委員長 要するに2種類あるのですかね。従来の学校評価委員と教育委員会が選任した学校の第三者委員を入れた学校評価委員と、その2つが存在するということですか。

教育長 これは多分に技術的な問題でして、今までは学校関係者による評価という表現で足りていたのですが、必ずしも第三者、外部の第三者評価委員については学校関係者とは言えませんので、あえて学校関係者評価委員という名称をつくらせていただいて、その中にそういう人も入っているということを行うために、このような技術的な表現をさせていただいています。今までは人に着目するのではなく、「学校関係者による評価」という評価の仕方についての説明の条文だったのですが、今回は、人を入れるために委員という表現を新たに使用させていただいておりますが、内容は変わっていないということになります。

窪木委員 そのような趣旨であれば、単純に評価委員ではだめですか。

教育長 自己評価及び自己評価の結果を踏まえた学校関係者評価委員、単に評価委員です。

窪木委員 つまり、第三者評価委員も学校関係者だったらいいのですが、学校関係者の色を薄めたい、学校関係者ではないということににじみ出したいということですか。

教育長 窪木委員のご趣旨はよくわかります。全校的に一斉にできればそのような形をとってもよかったかと思うのですが、今は4年に1回で、75%の学校は学校関係者の評価というのがそのまま残っています。そこは学校関係者というのを取ってしまって、ただの評価委員とするには今の制度とのつながりがよくないということで、学校関係者評価というものを残していますが、その中には第三者評価も入っている。その意味では、本来の学校関係者という言葉となじまないのではないかというご指摘はよくわかります。その点は、あえて括弧書きの中に含んでいるということをおっしゃっていただいて、規定上の整理をさせていただいたということでございます。

窪木委員 わかりました。最後に確認しますが、学校関係者評価委員の定義はどこかに置きますか。

竹田委員 今、同じことを聞こうと思っていました。

窪木委員 そうですか。

指導室長 学校評価の実施にあたりましては、別途ガイドラインを設けておりますので、その中で学校関係者評価委員については規定をさせていただいております。

竹田委員 評価するのを学校関係者に限定してガイドラインを設けているのは、どうしてですか。

指導室長 これは、従前、学校関係者評価委員会ということで行ってきておりますもので、今回のガイドラインの改定にあたりまして、その中に第三者的要素を入れるというようなことで整理をさせていただいております。これは前を

引き継いだ部分と、新たに要素をつけ加えた部分とに分けて改定を行います。

竹田委員

いや、そういう質問ではなくて、そもそも何で学校関係者に限定しているのかという質問です。もともとの、第三者が入る前の学校評価委員会というのは私が関わってきたものだと思うのですが、学校関係者である必然性があるのかどうかということについて、疑問なのですが。

指導室長

そもそも学校関係者評価委員というものが設置されたときに、当初、文部科学省がそのガイドラインを示しているわけですが、要は第三者評価に行きたいけれども、学校の中での地域の実情ですとか、子どもたちの実態ですとか、さまざまな要素を勘案しなければならない中で、学校関係者評価ということで学校の中の内部評価ということで教員がやっております。学校の関係、学校を知っていて、なおかつ学校の中の職員ではない確かな方からご意見をいただくというところで、この第三者評価という国の動きがスタートしております。

教育長

指導室長の説明は竹田委員のご質問とずれてしまっています。そもそもつくるときに、学校関係者評価委員会をつくりなさいという国の指導等があったてそういうことをやっているのか、そうではなくて、中央区がそういう評価を、学校に対して評価委員会みたいものを設けなければいけないときに、学校関係者だけにするというのをどのように決めたのかということの説明してもらえばいいのです。

指導室長

失礼いたしました。これは、国の方針の中で、まず学校関係者評価をするようにという動きがありました。

竹田委員

それは、強制力が強いものなのですか。

指導室長

これは、強制力はかなり強いものだというように思っております。

竹田委員

そのわりには学校関係者という定義が曖昧ですよ。実態としては、学校関係者の資格要件はないのではありませんか。

指導室長

ご指摘のとおりで、本区の場合ですと、青少年委員でありますとか、児童委員でありますとか、地域の公的なお仕事をされている方、あるいはPTA会長の経験のある方もいらっしゃれば、町内会長もいらっしゃるということで、はっきりとこういう立場の方という限定はございません。

竹田委員

名前とか、強制力があるからということはあるのですが、区としてどうしたいのかという点をはっきりさせたほうがいいと思います。窪木委員がおっしゃったように、例えば学校関係者というのを取ってしまえば、評価委員を選ぶときに学校も選ぶ範囲が広がるし、曖昧な定義や、資格要件を気にする必要がなくなります。それも、第三者的な評価を入れる一つの方策ではないかと思います。流れで行うのではなく、区としてそのような意思を持つべきではないですか。

指導室長　　今回は無理なく始められるということで、本区のガイドラインに沿ってそのような方をご指定させていただいています。実際は、学校によって、学校と全く関係のない方を入れている学校もございます。今回、第三者の視点を入れたのは、多くの学校で学校と全く関係ない方を委員に選任している例が少ないということから、このような流れをつくっております。

竹田委員　　実態としてそうであれば、新しいほうから「学校関係者」を取ってしまうてもいいのではないですか。

教育長　　懸念されるのは、この制度は、学校長が選任した者を教育長が任命するという形になっております。学校長の権限や範囲、ご自身の中でどこまでの方を選べるかということと考えた場合、さらっと評価委員と言ってしまうと、かなり裁量が広がる部分があり、適応力が厳しいのではないかと心配があります。

竹田委員　　それは信用できないということですか。

教育長　　いいえ、そういうことはありません。

鈴木委員　　でも、メンバーはいつも変わらないですね。

教育長　　第三者評価については教育委員会のほうで評定を行います。場合によっては公認会計士や弁護士という資格で選任する学校と地域の方だけを選任する学校など、それぞれの学校のバランスがどのくらいとれるのかということがあります。信用していないという意味ではなく、学校間のバランスが崩れ過ぎてしまうという懸念があるので、少し様子を見させていただければと思っております。

竹田委員　　実態として問題は2点あると思います。1点目は先ほどの指導室長の説明で、実際には学校の関係ではない方が選任されているという実態があるとのことでした。ということは、教育委員会はその点を承知しているということです。それが1点です。

もう1点は、鈴木委員もおっしゃいましたけれども、月島地区は特にそうだと思いますが、実際にはいろいろな人が関わっています。結局、余裕がある人、PTAの役員を務めているような方に偏ってしまうようです。そうすると、何だかんだといってもやはり身内的な方になってしまいますが、外部の第三者委員に頼らなくても、第三者的な視点を入れようと思えばできる場所があると感じています。であれば「学校関係者」というのを取ってしまうと、積極的に学校評価しようという人が、積極的にかかわれるような枠組みをつくるほうがバランスより大事なのではないかと思いますが、どうですか。

教育長　　ご指摘の点は、その先でコミュニティスクールのような話があると思います。先ほど指導室長が少々触れましたが、やはり中央区は地域に支えられて

いる学校が多いと感じています。そのようなときに、自分たちが学校を支えているのだという地域の方々と学校長との関係では、学校長が第三者的にいろいろな方、地域から離れて選ぶというのは現実にはかなり難しいのではないかという気がしています。

竹田委員　　良いところは、これを取ろうが同じやり方をすればいいわけですから、関係ないと思うのですが。

教育長　　その点につきましては国の通知で区分けの部分がどうなっているのかを再度確認させていただきたいと思います。特に学校関係者ということではない、一般の評価ということで国のほうが挙げているのであれば、それはまた見直しを検討したいと思います。規則改正が重なってしまうかもしれませんが、必要に応じてやらせていただきたいと思います。私どもも第三者による指摘をより増やしていくということを考えておりますし、竹田委員のご指摘も、第三者性をより高めたいということですので、国の通知などの内容を確認させていただいた上で、校長会等を含め、評価委員の任期の問題や任期をただ更新するのではなく、各人が必ず交代してもらうなど、どのような方法が良いのかということについて別途検討させていただきたいと思います。

委員長　　竹田委員、いかがですか。

竹田委員　　わかりました。

委員長　　この「学校関係者」という字句については、再度、委員会で教育長から説明を願うということで、議案第15号を可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長　　ご異議ないものと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、報告事項のうち資料1について報告願います。

指導室長　　「平成26年度小・中学校、幼稚園教育管理職配置一覧」について、資料1により報告。

委員長　　1点確認させていただきます。晴海中学校の校長先生と日本橋中学校の副校長先生がお二人とも文京区から転入されていますが、何か理由があるのですか。

指導室長　　教員の場合には異動するとき地区制という問題がありまして、ある地区を終えたら次の地区へ行くというような異動はございますけれども、管理職については全都的に動かしておりますので、今回はたまたま文京区からお二人、中央区にお見えになったということでお考えいただければと思います。

委員長　　それでは、引き続き資料2についてご報告をお願いいたします。

学務課長　　「意見・要望」のうち、3件目、4件目について、資料2により報告。

指導室長 「意見・要望」のうち、5件目について、資料2により報告。
副参事 「意見・要望」のうち、9件目について、資料2により報告。
図書館文化財課長 「意見・要望」のうち、1、2、6、7、8、10件目について、資料2により報告。
委員長 ただいまのそれぞれの報告について、ご質問等がございましたらお伺いをいたします。

(「なし」の声あり)

委員長 質問等がないようですので、これで本日の日程は終了いたしますが、委員からご意見等がございましたらお伺いいたします。

(「なし」の声あり)

委員長 ないようですので、これで本日の委員会を閉会いたします。

午後4時00分 松川委員長閉会宣言
署名委員